

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育のご案内

(6時間教育)

労働安全衛生規則の一部が改正され、平成31年2月1日以降「高さが2m以上の箇所において作業床を設けることが困難なところで墜落制止用器具のうちフルハーネス型安全帯を使用して業務を行う場合」は「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」を受講しなければなりません。

当会では厚生労働省告示249号に示された教育カリキュラムの特別教育を下記により実施します。

記

- 開催日時 6時間教育 令和3年10月18日(月) 9:15～16:35
※9:15より受付
- 場 所 尼崎市中小企業センター4階第401号室 (尼崎市昭和通2丁目6-68)
会場への来場は公共交通機関をご利用ください。



- 受講対象 18歳以上
- 受講料 *6時間 会員 8,000円 ・ 非会員 10,000円 (消費税・テキスト代込)
- 定員 50名
- 申込方法 申込用紙に記入の上、受講料を添えてお申込ください。
尼崎労働基準協会ホームページからの申し込みも可能です。
- その他 ①研修終了後、修了証を交付致します。
②お申込後の取消し及び次回への変更はできません。また、一旦納入された受講料は返金できませんので日程等確認ください。
③各受講者の個人情報、当協会が安全に管理し、本教育の目的以外には使用いたしません。

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育日程表

6時間教育		
時刻	科目	講師
9:15~9:20	受付	
9:20~10:20	作業に関する知識	西宮労働基準協会講師 阪口 諸平
10:20~10:25	休憩	
10:25~11:25	労働災害の防止に関する知識	
11:25~12:25	フルハーネスに関する知識	
12:25~13:25	昼食休憩	西宮労働基準協会講師 阪口 諸平
13:25~14:25	フルハーネスに関する知識	
14:25~14:30	休憩	
14:30~15:00	関係法令	
15:00~15:05	休憩	
15:05~16:35	実技	